事業場における

安全衛生管理体制のあらまし

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」
「安全衛生推進者等」「安全・衛生委員会」について

◎労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任と安全衛生委員会の設置を義務付けています。また、小規模事業場にあっては、安全衛生推進者、衛生推進者の選任を義務づけています。

◎総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から**１４日以内に選任し**、所定の様式により遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

◎**報告様式は、厚生労働省のホームページより黒枠帳票をダウンロードして、印刷下さい。（コピーの使用は不可）**検索サイトで「厚生労働省　安全衛生関係様式」等のキーワードにより検索してください。

京都労働局・労働基準監督署

H26.3

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

事業者は、下表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

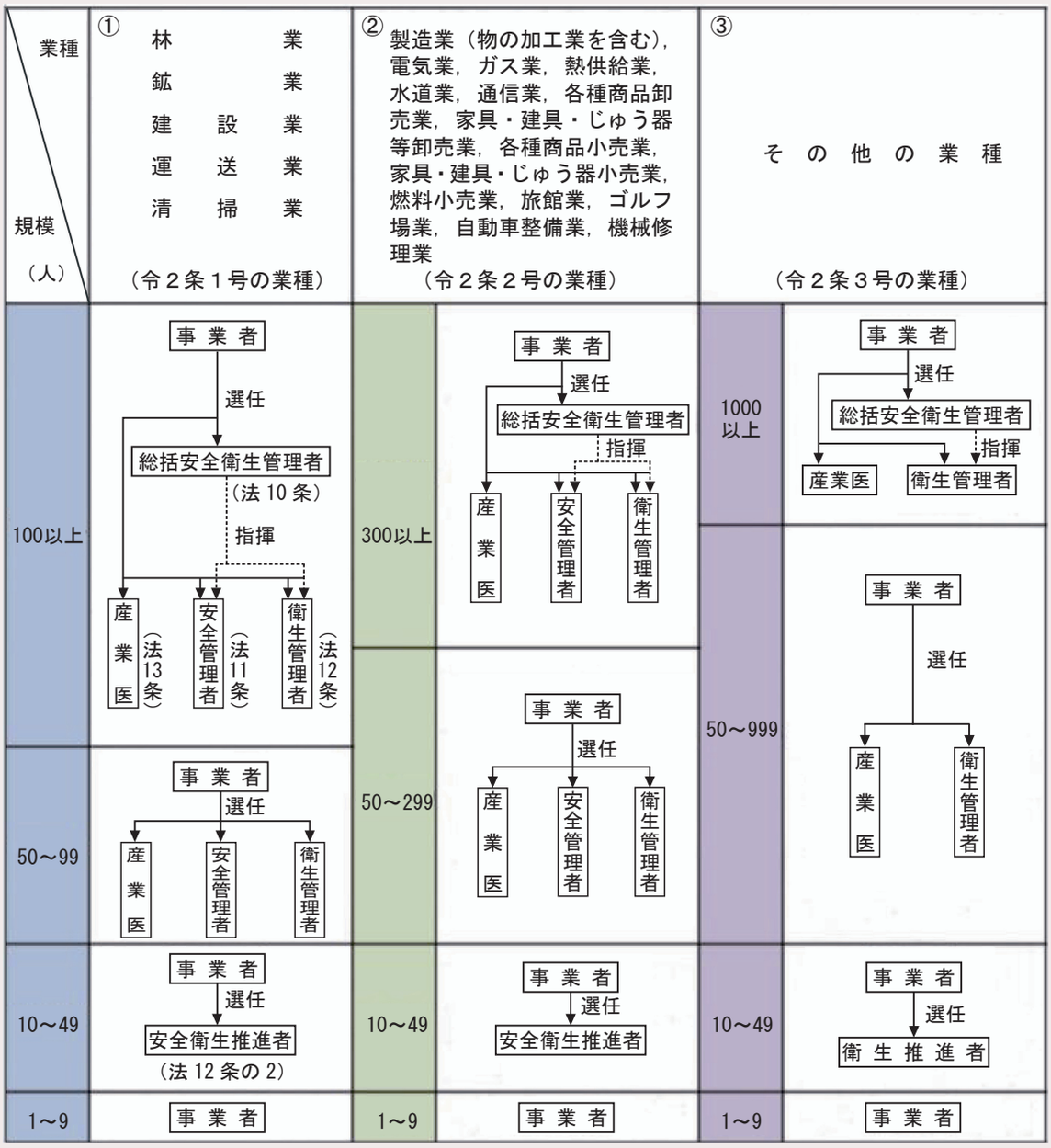

（注）「令」：労働安全衛生法施行令、　「法」：労働安全衛生法

※1　規模には、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者及び派遣労働者の数を含めてください。

※2　製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。

参照1

【労働基準法施行規則】第18条

一　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
二　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
三　ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
四　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
五　異常気圧下における業務
六　さく岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
七　重量物の取扱い等重激な業務
八　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
九　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
十　前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

選任のポイント

1　安全管理者

次に該当する事業場については、**安全管理者のうち１人を専任（専ら安全管理を行う者）**の安全管理者とすることとなっております。

業　　種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	３００人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	５００人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	１，０００人以上
上記以外の業種で過去３年間の労働災害による休業１日以上の死傷者数の合計が 100 人を超えてる場合	２，０００人以上

2　衛生管理者

事業場の規模ごとに選任しなければならない数は、次のとおりです。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
５０人～　２００人	１人
２０１人～　５００人	２人
５０１人～１，０００人	３人
１，００１人～２，０００人	４人
２，００１人～３，０００人	５人
３，００１人以上	６人

また、次に該当する事業場については、**衛生管理者のうち１人を専任（専ら衛生管理を行う者）**とすることとなっております。

① 業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場

② 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第 18 条各号に掲げる⇒参照１業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの。

なお、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務（第１号、第３号から第５号まで若しくは第９号）などに常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、**衛生管理者のうち１人を衛生工学衛生管理者免許**を受けた者のうちから選任することとなっています。

3　産業医

常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場では、２人以上の産業医を選任することとなっております。なお、次に該当する事業場にあっては、**専属の産業医**を選任することとなっております。

① 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場

② 一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させるもの（労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務）⇒参照２

参照2

※一定の有害な業務とは…

【労働安全衛生規則】第 13 条第１項第２号

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ　ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ　異常気圧下における業務
ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
ト　重量物の取扱い等重激な業務
チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ　坑内における業務
ヌ　深夜業を含む業務
ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石灰酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ワ　病原体によって汚染のおそれが著しい業務
カ　その他厚生労働大臣が定める業務

総括安全衛生管理者

〔労働安全衛生法第 10 条(労働安全衛生法施行令第２条、労働安全衛生規則第２条等)〕

総括安全衛生管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第２条)

1　総括安全衛生管理者…

労働安全衛生法第 10 条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を**「総括安全衛生管理者」**として選任し、その者に**「安全管理者、衛生管理者等」**を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

2　選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者

（工場長など）

3　総括安全衛生管理者の職務

労働安全衛生法第 10 条等

「安全管理者、衛生管理者など」に指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

① 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること

② 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること

③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること

④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

⑤ その他労働災害を防止するため必要な業務

(1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること
(2) 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについてはＰ２表の①、②の業種に限る）
(3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

報告書記入例（総括安全衛生管理者）

（注）必ず**消えない黒のボールペンを使用**して記入してください。

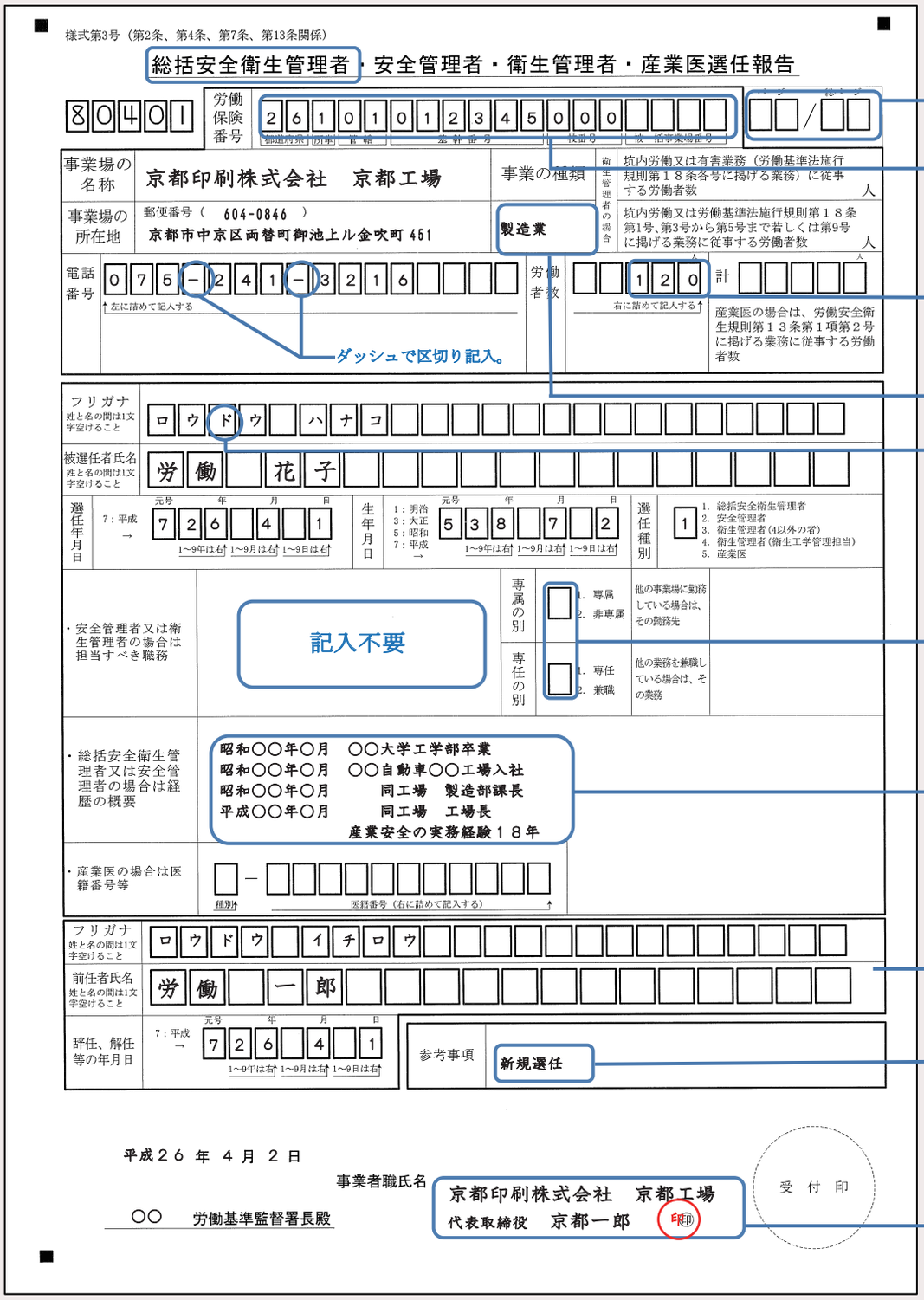

２人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。

ダッシュで区切り記入。

Ｐ２の表に掲げる業種を記入。

濁点も１マスの中。

記入不要。

総括安全衛生管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入。

解任者がある場合に記入。

初めて総括安全衛生管理者を選任した場合記入。

原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。
なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

当該報告書の事業場控が必要な場合は、事前に写しを用意してください。郵送により提出を行う場合は、併せて返信用封筒（切手貼付、宛名記入）も同封してください。

安全管理者

〔労働安全衛生法第 11 条(労働安全衛生法施行令第２、３条、労働安全衛生規則第４～６条等)〕

安全管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第４条)

1　安全管理者…

労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに**「安全管理者」(その事業場に専属の者)**を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2　選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第５条

① 下表の年数以上**産業安全の実務に従事した経験を有し**、かつ**「安全管理者選任時研修」**(労働安全衛生規則第５条第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修平成 18. 2. 16 厚生労働省告示第 24 号)を修了したもの。

	大学卒 高等専門学校卒	高校卒	その他
理科系統	２年	４年	７年
理科系統以外	４年	６年	７年

※「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

② 労働安全コンサルタント

③ 平成 18 年 10 月１日時点において安全管理者としての経験が２年以上ある者(経過措置)

3　安全管理者の職務

労働安全衛生法第 11 条等

(1) 安全管理者は総括安全衛生管理者の業務(Ｐ４参照)のうち安全に関する技術的事項を管理することとなっています。

① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)
② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的な点検及び整備
③ 作業の安全についての教育及び訓練
④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
⑤ 消防及び避難の訓練
⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置
など

(2) 巡視及び権限の付与

(労働安全衛生規則第６条)

① 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
② 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

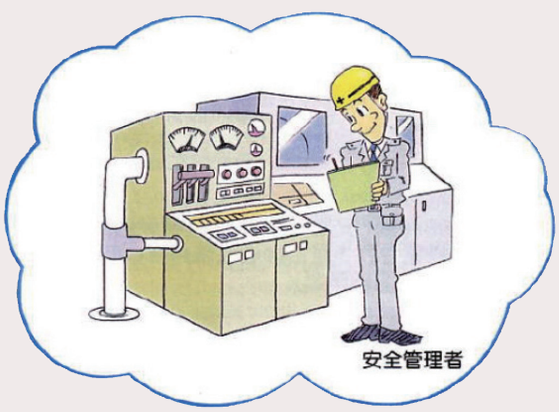

報告書記入例（安全管理者）

（注）必ず**消えない黒のボールペンを使用**して記入してください。

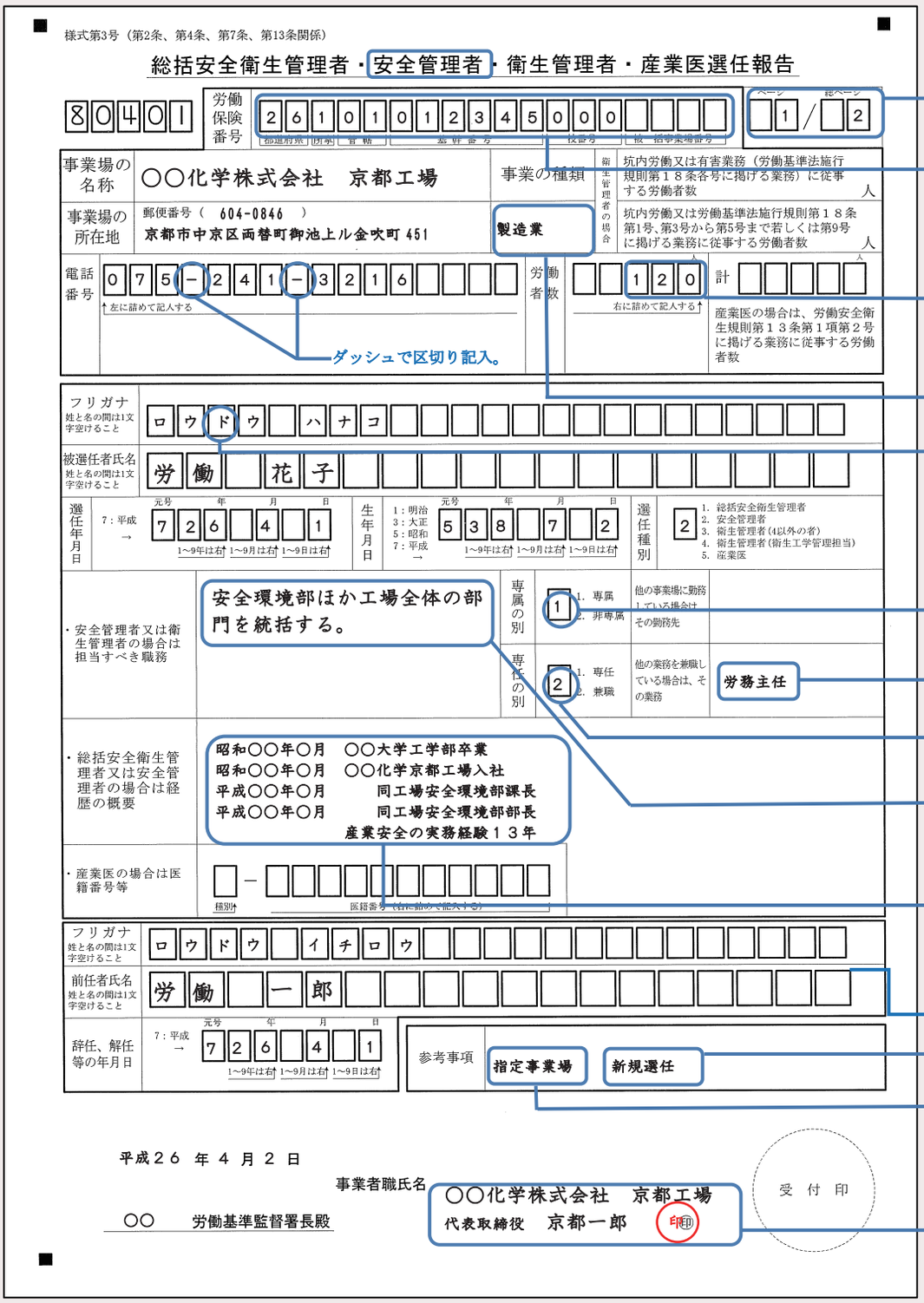

２人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

ダッシュで区切り記入。

パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。

Ｐ２の表に掲げる業種を記入。

濁点も１マスの中。

事業場に専属の者であることが必要。２人以上の安全管理者を選任する場合で、労働安全コンサルタントがいるときは１人については非専属で可。

兼職の場合は記入。

専任が必要な事業場については、Ｐ３を参照。

複数の安全管理者を選任し、職務区分が分かれている場合、当該安全管理者の担当職務を記入。

安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数、産業安全の実務経験年数等を記入。

解任者がある場合に記入。

初めて安全管理者を選任した場合記入。

労働安全衛生規則第４条第１項第３号に規定する事業場の場合記入。（特殊化学設備のある事業場で労働局長の指定がされたもの）

原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。
なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

※提出にあたっては、**厚生労働大臣が定める研修の修了証又はその他資格を証する書面（又は写し）**を添付してください。

当該報告書の事業場控が必要な場合は、事前に写しを用意してください。郵送により提出を行う場合は、併せて返信用封筒（切手貼付、宛名記入）も同封してください。

衛生管理者

〔労働安全衛生法第 12 条(労働安全衛生法施行令第４条、労働安全衛生規則第７条等)〕

衛生管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第７条)

1　衛生管理者…

労働安全衛生法第 12 条では、一定の規模及び業種の区分に応じ**「衛生管理者」(その事業場に専属の者)**を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2　選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第７条

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業　　種	免許等保有者
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	**第一種衛生管理者免許**もしくは**衛生工学衛生管理者免許**を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	**第一種衛生管理者免許**、**第二種衛生管理者免許**もしくは**衛生工学衛生管理者免許**を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

※免許を受けることができる者

○　衛生管理者(第一種・第二種)
- 衛生管理者免許試験(第一種・第二種)に合格した者
- 保健師、薬剤師の免許を受けた者など

○　衛生工学衛生管理者
- 大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など。 大阪安全衛生教育センター他で受講
  TEL 0721-65-1821(代)

3　衛生管理者の職務

労働安全衛生法第 12 条等

(1) 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の業務（Ｐ４参照）のうち衛生に関する技術的事項を管理することとなっています。

① 健康に異常のある者の発見
② 作業環境の衛生上の調査
③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
⑦ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
⑧ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
など

(2) 定期巡視（労働安全衛生規則第 11 条）

① 衛生管理者は少なくとも**毎週１回作業場を巡視**し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
② 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

報告書記入例（衛生管理者）

（注）必ず**消えない黒のボールペンを使用**して記入してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	
労働保険番号	2 6 1 0 1 0 1 2 3 4 5 0 0 0 （都道府県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号／被一括事業場番号）
ページ／総ページ	／
事業場の名称	○○製作所株式会社　京都工場
事業の種類	金属製品製造業
事業場の所在地	郵便番号（ 604-0846 ）京都市中京区両替町御池上ル金吹町 451
衛生管理者の場合	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第１８条各号に掲げる業務）に従事する労働者数　１０ 人
	坑内労働又は労働基準法施行規則第１８条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数　１０ 人
電話番号	075－241－3216（左に詰めて記入する）
労働者数	80（右に詰めて記入する）
計	
	産業医の場合は、労働安全衛生規則第１３条第１項第２号に掲げる業務に従事する労働者数
フリガナ（姓と名の間は1文字空けること）	ロウドウ　ハナコ
被選任者氏名（姓と名の間は1文字空けること）	労働　花子
選任年月日	7：平成　7 26 4 1（元号 年 月 日、1〜9年は右、1〜9月は右、1〜9日は右）
生年月日	1：明治 3：大正 5：昭和 7：平成　5 38 7 2
選任種別	3（1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者（4以外の者） 4. 衛生管理者（衛生工学衛生管理者担当） 5. 産業医）
・安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	製造部担当
専属の別	1（1. 専属 2. 非専属）　他の事業場に勤務している場合は、その勤務先：
専任の別	2（1. 専任 2. 兼職）　他の業務を兼職している場合は、その業務：総務業務全般
・総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	記入不要
・産業医の場合は医籍番号等	□－□□□□□□□□□□□（種別、医籍番号（右に詰めて記入する））
フリガナ（姓と名の間は1文字空けること）	ロウドウ　イチロウ
前任者氏名（姓と名の間は1文字空けること）	労働　一郎
辞任、解任等の年月日	7：平成　7 26 4 1
参考事項	新規選任

平成２６ 年 ４ 月 ２ 日

事業者職氏名　○○製作所株式会社　京都工場　代表取締役　京都一郎　印

○○　労働基準監督署長殿

受付印

ダッシュで区切り記入。

- 継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。
- ２人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。
- 労働基準法施行規則第１８条の業務については、Ｐ２の参照１を確認のうえ、対象労働者数を記入。
- パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。
- 日本標準産業分類の中分類
- 濁点も１マスの中。
- 衛生工学衛生管理者の場合は「４」を記入。
- 事業場に専属の者であることが必要。
- 兼職の場合は記入。
- 専任が必要な事業場については、Ｐ３を参照。
- 複数の衛生管理者を選任し、職務区分が分かれている場合、当該衛生管理者の担当職務を記入。
- 解任者がある場合に記入。
- 初めて衛生管理者を選任した場合記入。
- 原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

※提出にあたっては、**衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）**を添付してください。

当該報告書の事業場控が必要な場合は、事前に写しを用意してください。郵送により提出を行う場合は、併せて返信用封筒（切手貼付、宛名記入）も同封してください。

産業医

〔労働安全衛生法第 13 条(労働安全衛生法施行令第５条、労働安全衛生規則第 13、14 条等)〕

産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第 13 条)

1　産業医…

労働安全衛生法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから**「産業医」**を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

2　選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第 14 条、告示

次のいずれかの要件を備えた者

① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者**（日本医師会の産業医学基礎研修を修了）**
② 産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正規の課程を修めて卒業した者であって、厚生労働大臣が定める実習を履修した者
③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が**保健衛生**である者
④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授または常勤講師の経験のある者
⑤ 平成 10 年９月 30 日において産業医としての経験年数が３年以上である者（経過措置）など

3　産業医の職務

労働安全衛生規則第 14、15 条

(1) 産業医は、主に次の事項を行うととされています。

① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
② 作業環境の維持管理に関すること
③ 作業の管理に関すること
④ 労働者の健康管理に関すること
⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
⑥ 衛生教育に関すること
⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な**勧告**をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、**総括安全衛生管理者に対する勧告**または**衛生管理者に対する指導、助言**をすることができます。

(3) 定期巡視及び権限の付与（労働安全衛生規則第 15 条）

① 産業医は、少なくとも**毎月１回作業場等を巡視**し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
② 事業者は、産業医に対し、上記の事項をなし得る権限を与えなければなりません。

報告書記入例（産業医）

（注）必ず**消えない黒のボールペンを使用**して記入してください。

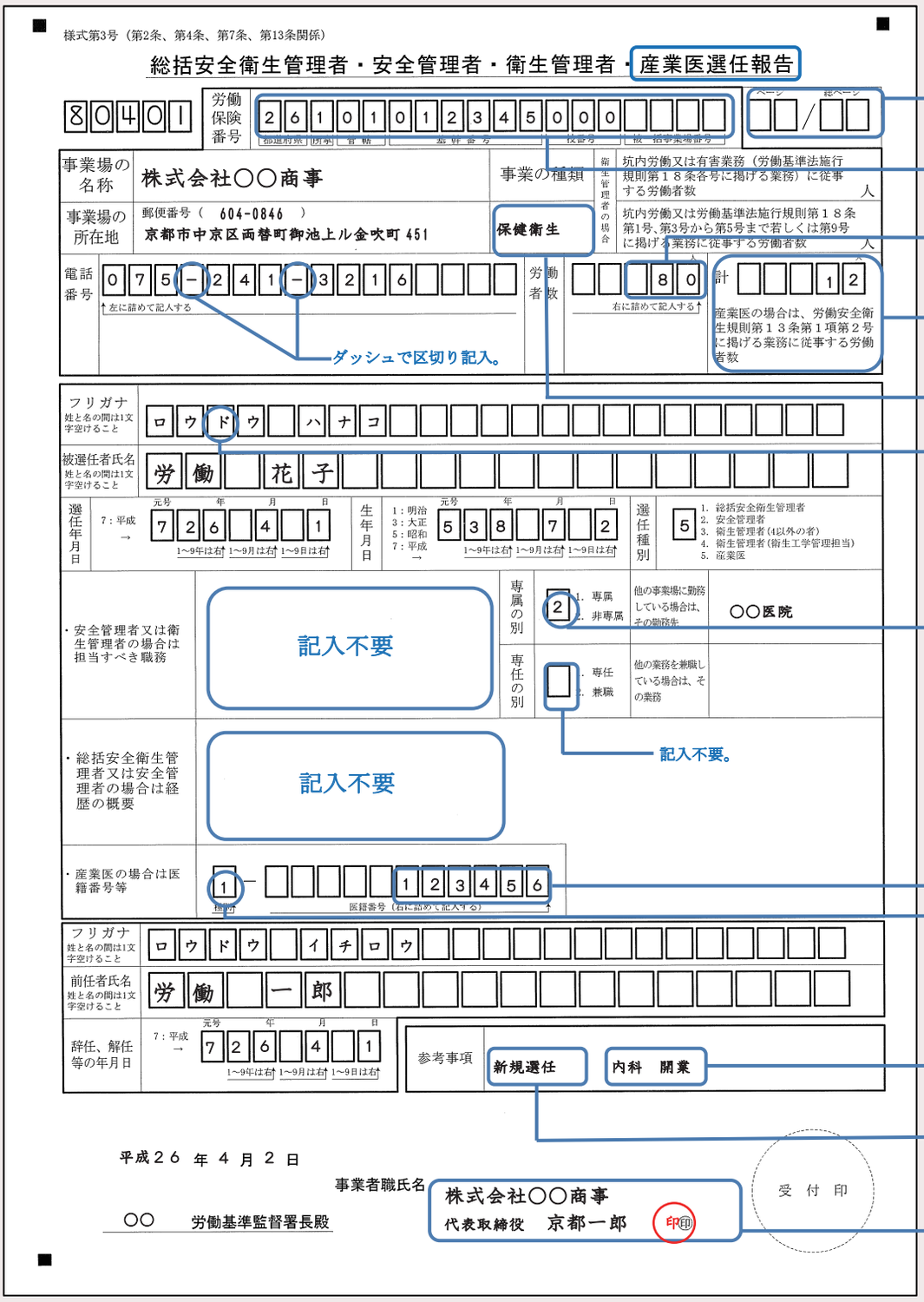

２人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。

労働安全衛生規則第13条第１項２号に掲げる業務についてＰ３の参照２を確認のうえ、対象労働者数を記入。

日本標準産業分類の中分類

濁点も１マスの中。

産業医の専属の別
①常時 1000 人以上の労働者の場合『専属』
②有害業務（P3 の参照２の業務）の従事者が 500 人以上の場合『専属』
③それ以外
『専属又は非専属』

記入不要。

医師免許証に記載されている医籍番号を記入。

様式裏面参照。
産業医の選任要件に応じたコード番号を記入。
例えば、
日本医師会研修修了者…1
労働衛生ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ…3

産業医の専門科名と開業の有無を記入。

初めて産業医を選任した場合記入。

原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。
なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

※提出にあたっては、医師免許証の写し及び産業医資格要件を証する書面（又は写し）（日本医師会の産業医学基礎研修の修了証、労働衛生コンサルタント合格証等）を添付してください。

当該報告書の事業場控が必要な場合は、事前に写しを用意してください。郵送により提出を行う場合は、併せて返信用封筒（切手貼付、宛名記入）も同封してください。

安全衛生推進者等

〔労働安全衛生法第 12 条の２(労働安全衛生規則第 12 条の２～４条等)〕

安全衛生推進者等の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する必要があります。
（労働安全衛生規則第 12 条の３、４等）

１　安全衛生推進者等

労働安全衛生法第１２条の２では、一定の業種及び規模の事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者（以下、「安全衛生推進者等」という。）を選任し、その者に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を担当させることとなっております。

※　一定の業種及び規模についてはＰ２参照

２　「安全衛生推進者等」の職務

（昭和 63 年 9 月 16 日基発第 602 号）

(1) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
(2) 作業環境の点検（作業環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
(3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
(4) 安全衛生教育に関すること。
(5) 異常な事態における応急措置に関すること。
(6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
(7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
(8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

３　「安全衛生推進者等」の資格

（昭和 63 年 9 月 5 日労働省告示第 80 号）

安全衛生推進者等には一定の資格が必要です。

(1) 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後１年以上の安全衛生の実務経験者。
(2) 高校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生の実務経験者。
(3) ５年以上の安全衛生の実務経験者。
(4) 厚生労働省労働基準局長が定める講習**（安全衛生推進者等養成講習）**を修了した者。
(5) その他厚生労働省労働基準局長が認めた者。

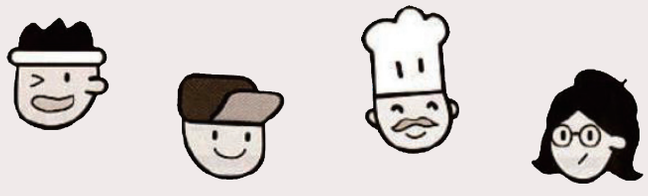

参考通達等

常時使用する労働者数の算定

昭 47.9.18　基発第 602 号，昭 61.6.6　基発第 333 号，昭 63.10.1　基発第 652 号

1　常時使用する労働者数は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいいます。

2　派遣における規模の算定に当たっては、

①　**総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務については、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の双方に課せられます。**規模の算定に当たっては、それぞれ派遣中の労働者数を含めて、常時使用する労働者の数を算定します。

②　**安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は派遣先事業者のみ**に課せられます。規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出します。なお、派遣元の事業場における安全管理者の選任及び安全委員会の設置については、派遣中の労働者の数を差し引いて、常時使用する労働者の数を算出することにより、当該事業場の規模を算定します。

自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することができる場合

平 18.3.31　基発第 0331004 号

1　事業主は、次のすべての要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任できます。

(1)　事業場について、Ｐ２の表の「その他の業種」の事業場であること。

(2)　衛生管理者として選任する者について、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなどであること。

(3)　衛生管理者として選任する者に係る労働者派遣契約又は委任契約（以下単に「契約」という。）において、衛生管理者が職務を遂行しようとする事業場に専ら常駐し、かつ、その者が一定期間継続して職務に当たることが明らかにされていること。

2　事業者は、１により自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任する場合には、次の事項に留意する必要があります。

(1)　衛生管理者として行わせる具体的業務及び必要な権限の付与並びに労働者の個人情報の保護に関する事項を契約において明記すること。

(2)　事業場の衛生に関する情報等衛生管理者の業務の遂行に必要な情報を、衛生管理者として選任する者に対して十分に提供すること。

(3)　衛生管理者の能力向上に努めること。

3　事業主は、１の(1)及び(3)の要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生推進者として選任することができます。

4　派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」に該当しません。ただし、Ｐ２の表の「その他の業種」の事業場の衛生管理者及び衛生推進者については、危険有害要因が少なく、派遣中の労働者であっても衛生管理に関して適切な措置を講じることができる場合は、派遣されている労働者であってもその事業場に「専属の者」とすることができます。

安全衛生委員会等

〔労働安全衛生法第 17～19 条(労働安全衛生規則第 21 条～23 条の２等)〕

下記に該当する事業場は委員会を、毎月１回以上開催するようにしなければなりません。
安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。(労働安全衛生法第 19 条)

１　対象業種および対象規模

		対　象　業　種	対象規模
安全委員会	①	林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	５０人以上
	②	①以外の製造業（物の加工業を含む。）及び運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	１００人以上
衛生委員会		すべての業種	５０人以上

２　委員の構成

労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条

①　議長

総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名したもの。

（これに準ずる者とは、当該事業場において事業の実施を統括管理する者以外の者で、その者に準じた地位にある者（副所長、副工場長等）です。）

②　その他の委員

安全管理者（安全委員会の場合）
当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもの（安全委員会の場合）
衛生管理者（衛生委員会の場合）
産業医（衛生委員会の場合）
当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもの（衛生委員会の場合）

「その他の委員」の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければなりません。

３　調査審議事項

労働安全衛生法第 17 条、第 18 条

安全委員会

１　労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
２　労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
３　安全に関する規程の作成に関すること。
４　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（法第 28 条の２第１項）のうち、安全に係るものに関すること。

5　安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
6　安全教育の実施計画の作成に関すること。
7　厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

衛生委員会

1　労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
2　労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
3　労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
4　衛生に関する規程の作成に関すること。
5　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（法第 28 条の２第１項）のうち、衛生に係るものに関すること。
6　安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
7　衛生教育の実施計画の作成に関すること。
8　有害性の調査（法第 57 条の３第１項及び第 57 条の４第１項）並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
9　作業環境測定（法第 65 条第１項又は第５項）の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
10　定期に行われる健康診断、都道府県労働局長による指示（法第 66 条第４項）を受けて行われる臨時の健康診断、自ら受けた健康診断（法第 66 条の２）及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
11　労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
12　長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
13　労働者の精神的健康の保持を図るための対策の樹立に関すること。
14　厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

４　議事の記録

労働安全衛生規則第 23 条

委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを**３年間保存**することが必要です。

５　議事概要の周知

労働安全衛生規則第 23 条

事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知することとされています。

1　常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
2　書面を労働者に交付する。
3　磁気テープ、時期ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

★年間安全衛生管理計画を作成しましょう！！

はじめに

労働災害を防止し、労働者の安全と健康を確保する対策を効果的に進めるためには、年度当初に各事業場の実態にあった年間安全衛生計画を作成し、計画に沿って一連の過程を円滑に推進することが肝要です。

作成手順

作成の手法は、一般的には、①災害の分析、現状の把握、前年度計画の実施結果の評価　②問題点の摘出　③安全衛生管理目標の設定　④具体的な実施計画の作成という手順で作成します。

また、計画の樹立に当たっては労働者の意見を反映する必要がありますので、安全衛生委員会等に付議してください。

計画書の作成要領

１．　安全衛生管理に関する基本方針

経営トップの安全衛生管理活動に関する基本的な考え方や方針等を簡潔に記載してください。

２．　安全衛生管理目標

具体的な労働災害の減少目標を設定してください。（例えば、死亡災害ゼロ、重篤災害ゼロ、休業災害ゼロ、不休災害 50%減等）

３．　前年度計画の実施結果の評価

本年度の計画を策定する前に、前年度計画における各項目の実施結果を評価し、それを踏まえて、当年度計画を策定してください。

４．　労働災害の発生状況

(1)　死傷者数は、業務上の負傷と職業性疾病（中毒・腰痛等）の人数を過去３年分について把握してください。

(2)　労働損失日数は、休業日数×300／365 で計算しますが、死亡災害及び身体障害を伴う障害等級該当災害の労働損失日数は次のとおりです。

死亡　　7,500 日

身体障害	1~3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

(3)　度数率＝$\frac{\text{死傷者数}\times 1{,}000{,}000}{\text{延労働時間数}}$　強度率＝$\frac{\text{労働損失日数}\times 1{,}000}{\text{延労働時間数}}$

（注）①死傷者数には不休災害は含みません。
②計算は小数点以下３位を四捨五入

５．　月別安全衛生管理計画

事業場の現状の分析をし、問題点を摘出した上で、その中から当年度中に重点的に実施する事項を選定してください。

現状の分析や課題の把握に当たっては、①災害発生事例　②リスクアセスメントの実施結果　③ヒヤリハット情報　④監督署等の指導事項　⑤安全衛生パトロール実施結果　⑥安全衛生委員会等の審議記録などを検討してください。

月別の実施事項を定めるに当たっては、各月における「全国安全週間、全国労働衛生週間、京都ゼロ災３か月運動、年末年始無災害運動、交通安全運動等」の行事も参考としてください。

活動項目の実施事項については、次のようなものがありますので、参考にしてください。

①　安全衛生管理体制に関すること

- 各級安全衛生管理者の責任と権限を明確にし、周知を図る。
- 安全衛生管理規程の整備を行う。
- 労働安全衛生マネジメントシステムの導入を図る。
- リスクアセスメントの導入を図る。
- 作業標準の作成及び整備を行う。
- 安全衛生委員会等の活動の活性化を図る。
- 安全衛生委員会等の議事録を遅滞なく、労働者に周知を図る。
- 作業主任者の選任と職務内容を明確にし、周知を図る。
- 職場の安全衛生総点検日を定め、職場の安全衛生パトロール等による計画的な実施を図る。
- 安全衛生提案制度、ヒヤリハット運動等の定着を図る。

②　設備・機械等に関すること

- 機械の新規導入、改善時においてリスクアセスメントを実施する。
- 機械設備のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、必要な改善を行う。
- 高年齢労働者の特性に配慮した設備改善を実施する。
- フォークリフト等荷役運搬機械の適正使用を図る。
- クレーン及び小型移動式クレーンに係る安全管理の促進を図る。
- 定期自主検査計画を作成し、機械の点検整備体制を確立する。

③　安全衛生教育に関すること

- 就業制限業務にかかる必要な資格取得計画を立てる。
- 各種安全衛生教育・安全衛生講習会の実施または外部講習会への出席計画を立てる。
- 指差呼称、危険予知活動の導入と定着を図る。
- 高年齢労働者に対する安全衛生教育を実施する。

④　作業環境管理に関すること

- 作業環境測定とその評価による作業環境の改善を図る。
- 粉じん作業、塗装作業等有害業務に係るリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、必要な改善を行う。
- 保護具の必要数の備え付けとその着用を徹底し、点検整備体制を確立する。
- 作業場の安全通路の整備を図る。
- 日を定めて定期的に事業場内の整理・整頓を実施する。

⑤　健康確保に関すること

- 各種健康診断の実施とその事後措置について計画的にすすめる。
- 産業医等による健康相談を実施する。
- 衛生委員会等で過重労働による健康障害防止対策について、調査審議する。
- 衛生委員会等で規定した面接指導等の実施方法等に基づき、過重労働により健康障害が懸念される労働者に対して医師による面接指導を実施する。
- メンタルヘルス（職場における心の健康づくり）対策に取り組む。
- 定期健康診断における有所見率の改善に取り組む。
- 健康増進のための健康測定、運動指導、レクエーション大会等を実施する。

⑥　快適職場形成等に関すること

- 快適職場づくりを計画的に進める。
- 受動喫煙防止対策を計画的に進める。

［参考］

年間安全衛生管理計画の参考様式については、京都労働局のホームページに掲載してありますので、参考にしてください。

発行元

京都労働局労働基準部健康安全課

HP　http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL　０７５（２４１）３２１６　FAX　０７５（２４１）３２１９